

第 1 問

A は、B と婚姻関係にあり、B との間の子 X を懐胎していた。ところが、2020 年 5 月、B は Y の運転する車に轢かれて死亡してしまった。同年 10 月 1 日、A は無事 X を出産した。X は Y に対していかなる権利を有するか。

〔参照条文〕

民法第 3 条

第 1 項 私権の享有は、出生に始まる。

第 2 項 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

民法第 721 条

胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

第 2 問

A は、B 銀行から 1000 万円を借入れるに際し、C 及び D に保証債務の引受けを依頼した。C 及び D は B 銀行との間で、保証債務の引き受けに関する契約を締結した。

弁済期が到来したが、A は B 銀行に 1000 万円の債務を弁済しなかったため、B 銀行は保証人 C に対して、1000 万円の支払いを求めることを検討している。

(1) C が B 銀行に 1000 万円を支払う前と、

(2) C が B 銀行に 1000 万円を支払った後とに分けて、

C が自己の負担を軽減するためにとりうる手段として、どのような方法があるか示しなさい。